

公益社団法人津地区医師会 役員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）〈及び第196条〉並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益社団法人津地区医師会定款第28条第1項の規定に基づき、公益社団法人津地区医師会の役員（理事及び監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員の報酬は、退職手当とする。

(退職手当)

第3条 退職手当は各任期毎に支給するものとし、その額は別表「退職手当の額」のとおりとし、その原資は役員・職員退職積立金とする

(報酬の支払方法)

第4条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の支給日)

第4条 退職手当は、退任後2箇月以内に通貨で支給するものとする。

(日割計算)

第6条 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人津地区医師会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表第2（退職手当の額）

役員	金額(円)
会長	40,000
副会長	30,000
理事・監事	20,000